

令和3年 第10回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和3年10月25日（月）

## 令和3年 第10回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和3年10月25日(月)	開催場所	上里町役場4階 大会議室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後3時00分		
議長	伊藤 裕	議事参与者	岩田保 松村稔 生方積 間々田秀造 坂本正 木村信雄 立石満		
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局次長：関口博之 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	○
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	○
3	坂本 茂	○	—	生方 積	○
4	藤島 廣二	○	—	間々田 秀造	×
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	○
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	○
11	杉山 登	○	—	菊地 宏利	○
12	塚本 房雄	○			

## 会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和3年第10回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号8番 尾崎 保幸 委員 議席番号9番 小林加代子 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第28号 農地法第4条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長  事 務 局  議 長  小林 雄一委員</p>	<p>日程第2 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番から2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第4条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番、申請者は上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△ 251㎡、地目は畑、目的は一般住宅。農業振興外の第1種農地になります。宅地に接続しています。申請者は現在家族4人で借家暮らしをしており、自己所有地に住宅を建設したく申請するものです。</p> <p>2番ですが申請者は上里町大字〇〇〇〇 △△△△氏です。土地の所在は大字〇〇〇〇 面積は598㎡、地目は畑、目的は4戸の長屋住宅、第3種農地になります。申請地は住宅に囲まれ、商業施設、医療施設、公共施設も近く、借家の需要が見込まれるため申請するものです。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員、推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1番について 問題ありません。</p>

<p>日程第3 議案第29号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>相川 和明委員</p>	<p>2番について 問題ありません。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>～挙手全員～</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第3 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から7番を提案いたします。</p>	
<p>事務 局</p>	<p>事務局による説明を求めます。</p>	
<p>事務 局</p>	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。</p>	
<p>事務 局</p>	<p>1番ですが、譲受人 群馬県〇〇〇△△△の△ 〇〇〇〇(株)、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△外1筆 820㎡、地目は田、権利内容は売買による所有権移転です。転用目的は分譲住宅3棟、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地です。宅地に接続しています。申請地は住宅地に隣接し、商業施設、公共施設も近く、住宅需要が見込まれるため申請となりました。</p>	
<p>事務 局</p>	<p>2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△△ (株)〇〇 〇〇、譲渡人 大里郡〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△外1筆 1, 860㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は駐車場、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在ペットオークションをしておりますが、近年のペットブームもあり来場者用駐車場が手狭になったため申請するものです。</p>	
<p>事務 局</p>	<p>3番ですが、譲受人 群馬県〇〇△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土</p>	

		<p>地の所在は大字〇〇△△△の△ 478㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在、妻の実家で妻の両親と同居しておりますが、通勤先のアクセスが便利なこともあり自己用住宅を建設したく申請するものです。</p> <p>4番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 603㎡、地目は畑、権利内容は10年間の賃借権設定、転用目的は駐車場、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地です。宅地に接続しています。申請地は譲受人の経営するアパートの裏側にありアパートの駐車場として利用したく申請するものです。</p> <p>5番ですが、譲受人 東京都〇〇〇〇〇△△△ 〇〇〇(株)、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 4,209㎡の内4,022㎡、地目は田、権利内容は1年間の賃借権設定、転用目的は砂利採取です。譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の農用地区域です。宅地から10メートルです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>6番ですが、譲受人 東京都〇〇〇〇〇△△△ 〇〇〇(株)、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外1筆。面積は3961㎡、地目は田、権利内容は1年間の賃借権設定、転用目的は表土置場です。譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の農用地区域です。宅地から50メートルです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>7番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△ (株) 〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏 外3名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△ 外3筆 計9,519㎡、地目は田、権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は表土置場、搬出入路です。譲受人の職業は〇〇〇、形態は継続、申請地は農業振興地域内であり、農用地区域です。宅地から10メートル。表土置場・搬出入路として現在使用していますが、継続の申請とまります。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p>
--	--	--

	<p>議 長</p> <p>岩田 保委員</p> <p>尾崎 保幸委員</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員、推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1 番について 現地確認しましたが、問題ありません。</p> <p>2 番について 現地確認しまして、売買に関しては問題ないのですが、1 点気がかりな部分があります。航空写真を見ていただきたいのですが写真で説明しますと、上が北になりますので、上の方に太い道路がありますが、これが中山道です。中央の斜線の今回の土地となっている東側に浅間山古墳というのがあります。これは町の指定文化財になっておりまして、ここから色々古墳とか土器とかそういうものが出てきて、郷土資料館にも展示してあると思います。今回売買になっている斜線部分と中山道の上に 2 件家がありますけど、この部分を含めて一帯を買い取るという話ですが、その斜線部分の南側に、農地が広がっておりまして、農業者の皆さんが、この辺で露地野菜等を作って市場にも出荷しております。この農地で作業するにあたり、この古墳と斜線の図の間で中山道からの入り口に、農道があります。この農道はですね、幅 1.8 から 2 メートル弱ぐらいで、軽トラックとかトラクターがやっと通れるぐらいの横幅なんですけども、この道の境界と、今回買われる方の土地の境界が、測量士が正確に測ったところ、この道の西側は三分の一ぐらい道の方に入り込んでると、そんなわけで要は道が狭くなりますという事です。現在でも目いっぱいのところ、この境界の杭が打たれたところに塀でも作られちゃいますと、出入りができなくなってしまいます。枝分かれし、西へ向かう農道自体は実際は東の位置だっという話なんですけど、そうしますと浅間山古墳の中に入りこむような形になります。そうしますとこの古墳の所有が、町になるのか、石神社のものなのかは、はっきりしないのですが、要はこの辺の古墳の所を削って、山を削って平らにして道を東へ少し移動するっていうのは非常に大変なことだと思うんですが、その南側の農地の農業者は皆さん、ここが出入りできないと、農地の確保ができなくなってしまいます。それとですね、この購入者が自分の土地も地続きにしたい、駐車場にするので、この農道を移動して欲しいと言う話が出ていまして、斜線の部分の南側、農地との堺の所に道を動かしてくれと。これについては同じ道幅を確保するという事なので、良いのかと思いますが、入り口の所が非常に狭くなるのは問題だってことが、ここの農地の作業員、農業者皆さんの意見です。それが今後、相談して進</p>
--	---	---

	<p>事務局</p>	<p>めていかななくてはならないという部分が一点あります。以上です。</p> <p>今のお話に関してですが、まち整備課の方にもお話はお伺いさせていただきました。それで尾崎さんも一緒に、また、根岸さん等地権者方も実際に現場に立ち会って、まず境界確定をする上では、当然地権者の皆さんの同意がないとできませんので、道路の付け替え等の話もお伺いしております。今現状ではまち整備課は、その地権者さんの同意ですとか、その付け替えの絵ができて、どういう形になるかっていうのは当然その計画図を作った上で地権者の方に説明をしていただいて、その上でもう一度、まち整備課の方にご相談くださいと言う話になってるというお話をまち整備課ではされておりました。そういう話を聞いた上だったものですから、今回のこの申請の代理人の方にどういうことか確認をさせていただきました。代行業者のお話ですと、その付け替えを後々するというお話でした。当然地権者さんの方々にも、ご納得をいただいた上で行いたいというお話をしました。、今の道路幅員につきましても、今の幅員よりも狭くすることはしない、広くするし、またその構造物を作ってしまうと、通りづらくなってしまいうというご要望は聞いてますので、そういう構造物は作らないで、なるべく南側にある農地に抜けていくその通りを確保するという形で考えるというお話はしておりました。本来であれば農地転用はそこまですべて協議をされた上で、申請が上がってきて、問題がございませんという形になってくると思いますが、今回の件は中央に道路があるわけですが、この状態で農地転用を受け、その後に計画変更なりするような形で付け替えの方は進めていくというような話を聞いております。そういうような形で今回申請があがり、受け付けさせていただいたところです。今後は地権者さんの方と協議していくというお話を、代理人より聞いております。</p>
	<p>議長</p>	<p>農転にかけるときに、例えば建築許可の場合には、道路がなければ許可にならないでしょう。農転にかける時に農地から農地以外になるわけだよね。それで、道路の方はあまり問題にはならないのですか。</p>
	<p>事務局</p>	<p>こちらの案件は面積も大きいですし、近隣の色々な条件的なものですとか、付近の方々の理解、同意をもらわなければならない話だと思いますが、面積が多ければ町の開発行為にかかることもあるのですが、今回の駐車場につきましては、建物が建たないということで、開発行為にはかからないということなものです。それなので、それぞれこの道路に関しましても、担当課との協議という話で良いそうです。そのため、今ま</p>

		<p>ち整備課の方が、地権者の意向もありますので、地権者を無視してやるわけではないと思いますので、きちんと地権者の同意を得た上で、申請者側がこちらの道路をこのまま使うのか、違う形で使うのかについては、そのまま使うことはないと思いますので、協議をした上で、この後計画変更という手続きが上がってくる可能性があります。</p>
	議 長	要するに、関係した地権者が同意すれば良いという話ですよ。
	事 務 局	そうですね。町として他に何か開発基準など適用になるところではないです。地権者、所有者、皆さんが互いに理解があればそれで済むということです。
	尾崎 保幸 委員	<p>農道を南に移動したい件については、一応この地権者のお話として了解の判を押してました。同じ横幅をとって、通れば、多少位置が変わりますが、通れるようになっているのであればしょうがないかなってところなんです。ただ入り口が狭くなるっていう部分は、やっぱり、そこからずっと抜けて行っている道なのでこれはね。地域で4～5年前にも一度、この南側にも何件か家があってこの住人が歩いて買い物に行く際にも使っていて、道幅を広げて舗装化して欲しいという申請を出してあるのですが、こういう農道の所は後回しになってしまうようです。ここの部分の農地は過去に土地改良がされなかったのですかね。普通でしたら農道がもう少し広くできてるんですけど、かなり折れ曲がっている道で、これを境界を正式に計ったらもっとジグザグみたいになってる感じになっちゃってるんですよ。これでは全然もう通れないっていうもあって。</p>
	事 務 局	<p>すいません。ここでちょっと尾崎さんに話をするのは大変失礼なんですけど。その町道が付け替えになるというお話では、業者に確認したところ、地権者さんに説明をしてあるということだったんですけど、その付け替えに関しては、問題はないでしょうか。</p>
	尾崎 保幸 委員	<p>条件をいくつかだしてあります。その土地は傾斜地なんです。南が高くずっと傾斜していて、結局宅地を建てるのに非常に土盛りをしないと平らにならないんです。その為、当初住宅地で売るわけでした。住宅</p>



	<p>事務局</p>	<p>地では土地を平らにするのにお金がかかるため業者さんが無理だという所、ペット屋さんが周辺の広い土地を探してて、たまたま家は立たないけど、車ならおけるだろう。それで成立したのかと思います。ですから一応、これは承諾は、これはまたこの辺の地権者さんを別に呼んで話合った方が良いかとは思いますが。</p> <p>この件につきまして、当然農地転用は、県知事の許可ですので、この案件につきましては事前に本庄農林振興センターの方に協議をしております、本庄の方からもいろいろとお話はいただきながら、私の方で間に入ってお話を進めております。一応農地法上の観点では、この申請書を受理する前に、本庄農林振興センターの方からは今回の転用につきましては見込みがあることということで回答をいただいた上で進んできております。ただ農林の方としましても、農地法で良いといってもいろんな条件がありますよね。本当に農地法の中で許可しても、それが地域のためにならないものであれば、それはよろしくないわけですから、そういうのをしっかり整理しなさいというのが埼玉県農林の考えでもありますので、農地法の観点での審議にはここが転用に関する内容、立地条件とか、一般条件とかあるんですけども、その条件だけですと、可能な部分ではあるんですけども、そういう細かいところにつきましては、きちんと今後、代理人を通して地権者なり、町としっかり協議をしていくように、それはお話を農業委員会としまして意見という形で進めたいと思います。</p>
	<p>議長</p>	<p>尾崎さんのご報告はそれで良いでしょうか。次は3番お願いします。</p>
	<p>坂本 茂委員</p>	<p>3番 問題ありません。</p>
	<p>金井てる子委員</p>	<p>4番 現地確認しました。住宅地に隣接しており、アパートの裏側にあるので問題ないと思います。</p>
	<p>立石 満委員</p>	<p>5番・6番 子どもなどが入らないようにフェンス等やっていただきたい。</p>

	事務局	わかりました。申請者は今回初めてではなく、安全な対策を今までもしておりますので、今回こういう形でまたお話がございましたことにつきましては、先方にきちんと伝えていきます。
	蓮 博政 委員	7番 現場確認しました。問題はないと思います。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	藤島 廣二委員	先ほど2番の件に関しまして、私も現場を見させていただきましたが、関係者間の了解がでるまで保留と言うのは難しいのですか。農業委員会の方で、これを拒否することはないとは思ってはいるんですけども、関係者間で了解を得ておかないうちに農業委員会でいいですよと決めてしまうもの問題があるんじゃないかなという感じがするわけなので、できたら保留にしていきたい。
	議 長	今、もう尾崎さんから聞いた話だと、皆さん了承の判を押したということですよ。
	尾崎 保幸委員	この農道を移設する件だけですね。入り口が狭くなる件については了承してないです。問題が2つあるんです。
	事務局	こちらの議案書の中でも右の枠から2番目の意見というところには、許可相当と不許可相当と保留の3択になっているものでございます。農地転用に関して、今、転用の申請を受けるときには、県知事の許可になるものですから、県の内容確認がなく、こちらで申請を受けて許可が下りないと無駄な話になってしまいますので、事前協議をさせていただいております。この内容に関しては県の方も、農地法上は良いという話だったのですが、当然、農業委員会は農業委員さんの意見の中で、この3択もあり得る話なので、今の藤島先生の言うように意見保留という形の回答であれば、それはそれでありだと思います。皆さんで今回はこういう形で、担当の尾崎さんのお話もありますし、内容的に、全くダメと言うのではなく、そういう案件がきち

		<p>んと処理されないと、上里町の農業委員会としても、大手を振って許可だという話ではできないというのであれば保留という形でのご回答でも差し支えないと思います。ただ、これをまたもう一度、また改めて審議しまして、後にきちんとした形で出してそれを上げるようにします。</p> <p>菊地 宏利委員 尾崎さんの話だと、入り口の道路が、奥の方にいっているという話ですよね。実測すればそういうふうになるっていう話ですね。だったらなぜ、町道なのだからまち整備課が行って測ればいいのではないのでしょうか。</p> <p>測れば古墳の中だと言ったって道路なのだから、そこに道路を作れば、町の町道なんだから、それでいいんじゃないですか。</p> <p>議 長 許可するにあたって使用目的が駐車場に使う事だという事で、そこで車の出入りが多くなった時に、果たして農作業をする上で支障がでるかどうかというのものもあるわけですよ。</p> <p>尾崎 保幸委員 そうではなくて、要は農道の道幅が狭まらなければいいんです。要は農業機械が通れなきゃ困るよっていうだけで、ここを駐車場で使おうか何しようが、特にあの北側ですので野菜が悪くなるという事もないですし。</p> <p>坂本 茂委員 これから採択をするのですが、説明がありましたが、良く理解できてないのですが、これは登記簿上面積があってそれが正しくて、それを買うということだから、ここに住宅を建てるなら道端が狭いのでセットバックしてという話はわかるのですが、公募上でこれの面積があって、これを買うことに農業委員会で保留にできますか。私権に対しての侵害になっちゃうんじゃないでしょうか。道については、町の所有地だから、このところが狭いから、用地を買って広げてくれるっていうのは、町の仕事でしょう。この申請地が道にかかっているのであれば、どきなさい、これは許可できませんよって話になるんですが、そういう解釈だったのですが私の解釈が違ってますかね。</p> <p>事 務 局 長 私の方からよろしいでしょうか。坂本さんのおっしゃってる通りですし、菊地さんのおっしゃってるよう</p>
--	--	--

		<p>に現場を公図上に合わせるという作業を普通はするという事でよろしいかと思います。ただ尾崎さんがおっしゃってるように狭いと言っても公図上、その地積に合っているものであればそこは狭いものなので、それについて言うのはまた違う話になってきますよね。だから文化財でもあるから、そういった調整も必要なのかなというご心配もあるってことですよね。お話を聞かしてもらって、先生のご心配もその通りですが、ただ農地法上の問題疑義がないのであれば、進めていく中での調整でよろしいのかなというふうには思います。とというのは、保留する理由が、先方にご説明するのに農地法上農業委員会は特に問題ないよというお話でよろしいのかなというふうには思います。農業委員会の範囲を超えてしまっている部分がありますので、そこもまち整備課と当事者でよく相談していただきながら調整してもらえればいかがかなというふうには思いました。地権者の方でよく調整して基本的には測量して測ったところが正しいことなのでそれが遺跡に入っていれば、そもそも現場が合っていないという状況になりますので、現場を合わせていくという形になってくるのかなと。農地法上は許可相当ということで進めさせてもらっていいのかなというふうには思います。ただ協議をしていく上で尾崎さん言ったような部分で、遅れるような状況もあるかも知れませんが、現場の中でやっていただくしかないのかなというふうには思います。</p>
	藤島 廣二委員	関係者の方々がよろしければ私の方は特に問題はないですけど、いずれにしても、許可される上で何か一文というか意見を、しっかりつけていただきたいと存じます。
	事務局	農業委員会でのお話がありました内容、またまち整備課と協議した内容につきましては、条件という形でしっかり明示して、相手方の方に伝えていくという形を取らせていただきたいと思います。
	議長	それでよろしいですか。
	尾崎 保幸委員	はい。特に駐車場にすることについては問題ないと思います。
	議長	他に質疑はございませんか。

<p>日程第4 議案第30号 農用地利用集積計画（案） について</p>	議 長	<p>質疑がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>ご異議なしと認め、申請通り許可相当としたいと思います。</p>
	議 長	<p>挙手全員でありますので、申請通り許可相当とすることに決定いたします。</p>
	議 長	<p>日程第4 議案第30号 農用地利用集積計画（案）について提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p><b>【議案説明】</b></p> <p>上里町では、5月と11月の年2回、町の利用権の設定の受付を行っているところでございます。今回は11月1日の設定としまして、農業委員会に提出のありました利用集積について審議をいただく案件となっております。詳細について説明させていただきます。7ページをお開きください。</p> <p>こちらにつきましては、利用集積計画の概要表となっております。</p> <p>表の見方ですが左側から利用権の期間、利用権の設定面積、貸手、借手の戸数、筆数、賃借料の順番で載せてあります。11月設定につきましては、一番下の合計欄を見ていただきますと、田んぼが8万9,937平米、畑が14万9,775平米で、合計で23万9,712平米の貸し借りがありました。</p> <p>個別の内容につきましては次のページをお開き下さい。8ページから12ページまで内容を載せてあります。票の見方は一番左から利用権を設定するの農地の地番、土地改良の有無、地目別地積、利用権の設定を受ける者、こちらは耕作になります。次に利用権を設定する者、こちらは地権者になります。終期、期間、賃借料、使用貸借または賃貸借、再設定か新規かについて記載してあります。筆は全部で150筆、先ほど申しましたが合計で239,712㎡ということで11月の利用権の設定をさせていただきたいと思っております。宜しくお願い致します。</p>
	議 長	<p>ただいま事務局より説明がりましたが、議事の参与につきまして生方委員、松村委員におかれましては、本人が議事の対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、一時退席をお願いいたします。</p>

	議 長	それでは、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	細井 登委員	すいません畑や田んぼを借りたいという時に、価格がそれぞれ違うと思うのですが、この表からみると砂利を取った、取らなかったというのはわかるのですか。
	事 務 局	こちらの表では、砂利を取ったというのはわかりません。町に提出された申出書の中では砂利を取っている農地につきましては、砂利取に丸をつけていただいておりますが、ほぼ砂利を取った農地がないです。砂利を取った農地についての賃借の金額については中間管理事業と同じで、通常のコストよりも低い設定で借りている方がほとんどです。以上です。
	議 長	今農業委員会で価格の基準を出していますか。
	事 務 局	毎年作らせていただきまして、カウンターにおいてあり、要望があればお渡ししております。今は持ってないですが、事務所にあります。砂利を取ってるところはやはり、若干低い設定となっております。
	議 長	事務所に価格表があるそうです。
	細井 登委員	ここに色々な業者さんの名前が載っているのですが、そういう人が、例えば〇〇ファームさんっていう各認定農業者の方の借りている農地の一覧表みたいなものはないのですか。
	事 務 局	それは、農地台帳といいまして、システムで打ち出せます。こちらの方の表で、例えばなんですけれども、8ページ一番上の〇〇〇さんを見ていただくと、真ん中あたりに耕作面積というのがあると思うのですよ。真ん中より左側ですが、左から受付コード、大字、等ありまして田、畑の横に耕作面積というのがありまして、こちらに書いてある面積は耕作している総面積になります。 例えば(株)〇〇〇さんにつきましては耕作面積が6万1,725平米という形となっております。

<p>日程第5 議案第31号 農用地利用集積計画「期間 借地(案)」について</p>	<p>議 長</p>	<p>他に質疑ありませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ないようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、提案通り承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>全員挙手全員でありますので、提案通り承認することに決定いたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>事務局に申し上げます。退席されている委員の復席をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>日程第5 議案第31号 農用地利用集積計画「期間借地」(案)について、事務局による説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p><b>【議案説明】</b>          麦をひびきの農産に出荷する方々が設定する期間借地です。14ページをお開きください。こちらにつきましては、11月から6月までの期間借地の利用券の件数となっております。こちらは上里町の出荷法人としましてひびきの農産株式会社を使用貸借で耕作者と利用権の設定をしております。          面積は田んぼが38万2,988㎡、畑が16万7,310㎡合わせて、55万302㎡です。336筆となっております。表の見方ですけれども、一番左側から土地の所在地、地目別の地積、貸付人、設定年度、貸付年数、最後の一番右側は土地名義人になります。以上です。こちらにつきましても、審議のほどよろしくをお願いいたします。           ただいま、事務局による説明がありました、議事の参与につきまして、岩田委員、生方委員、坂本正委員立石委員、木村委員、間々田委員におかれましては、本人又は家族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席をお願いいたします。</p>

[閉 会]	議 長	それでは、質疑のある方は、順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議 長	ご異議なしと認め、提案通り承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
議 長	挙手全員でありますので、提案通り承認することに決定いたします。	
	事務局に申し上げます。退席されたいた委員の復席をお願いします。	
議 長		
議 長	以上で全ての日程が終了いたしました慎重審議をいただき、ありがとうございました。	
	これをもちまして本日の定例総会を閉会いたします。	
会 長 代 理		



上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和3年10月25日

議 長

印

(尾崎 保幸委員)

署 名 人

印

(小林 加代子委員)

署 名 人

印